# 山口県バレーボール協会規約

# 第1章 総 則

## (名 称)

#### 第1条

本協会は、山口県バレーボール協会(以下「協会」という。)という。

## (事務局)

### 第2条

協会の事務局は理事長の定めるところに置く。

### (目 的)

## 第3条

協会は日本バレーボール協会の規約に基づき、バレーボール競技の健全な発達を図ることを目的とする。

### (事業)

## 第4条

協会は前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1)競技に関する審議並びに調査研究。
- (2)競技会の開催。
- (3)審判講習会、指導者講習会の開催。
- (4)関係体育諸機関との連絡。
- (5)その他協会の目的を達成するに必要な事項。

#### (組 織)

### 第5条

協会は協会に加盟する郡市協会又は種目連盟に所属する団体で、協会登録を完了したもの及び山口県内のバレーボールを愛好する個人をもって組織する。

## 第2章 役 員

# (役員の種類及び定数)

### 第6条

協会に次の種類及び定数の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副 会 長 若干名
- (3)理事長 1名
- (4)副理事長 若干名
- (5)常任理事 若干名
- (6)理 事 若干名
- (7)監事 2名

# (役員の選出及び任期)

### 第7条

役員は次により選出する。

- (1)会長は、理事会で選出する。
- (2)副会長、理事長、監事は、理事会の承認を得て会長が選任する。
- (3)副理事長は、種目連盟の理事長をもって充てる。
- (4)常任理事は、理事会の承認を得て理事長が選任する。
- (5)理事は、協会加盟の郡市協会及び種目連盟から推薦されたものとする。この他会長が特に必要と認める場合は、会長推薦の理事を置くことができる。
- 2 役員の任期は2年とする。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員の再任は、これを妨げない。

### (役員の職務)

### 第8条

会長は会務を総括し、協会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事長は会務を執行する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代理する。
- 5 常任理事は会務の処理にあたる。
- 6 理事は協会の会務の審議執行にあたる。
- 7 役員は任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行なうものとする。

# (名誉会長、顧問及び参与)

### 第9条

協会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は理事会において推戴する。

- 2 会長は理事会の承認を得て顧問及び参与を置くことができる。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、参与は常任理事会の求めに応じ意見を述べる。
- 4 顧問、参与は、理事会において発言することができる。

### (専門部)

## 第10条

協会に専門部として総務部、競技部、指導部、審判部、強化部を置く。

- 2 専門部は、それぞれ専門的立場で第4条の事業を推進する。
- 3 専門部は、学識経験者、郡市協会員及び種目連盟員をもって組織する。

# 第3章 会 議

## (会議の種類及び招集)

### 第11条

会議は全役員で構成する理事会と、理事長・副理事長・常任理事で構成する常任理事会とし、理事会は会長が、常任理事会は理事長が、招集する。

- 2 会議は、構成する役員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。但し委任状は出席として取り扱う。
- 3 会議は、毎年1回開くほか、会長、理事長が必要と認めたとき又は役員の3分の2以上の要求があったとき、それぞれ開くものとする。
- 4 定例理事会は、毎年3月第2土曜日の14時から開くものとする。

## (議長)

# 第12条

理事会の議長は会長が行い、常任理事会の議長は理事長が行う。

### (議 決)

## 第13条

会議の議事は出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (審議事項)

# 第14条

理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1)協会の予算及び決算に関すること。
- (2)規約の変更に関すること。
- (3)協会の年間行事に関すること。
- (4)その他協会の重要事項で理事会の審議を必要と認めること。
- 2 常任理事会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1)理事会で審議する事項の調整に関すること。
  - (2)専門的事項で会長が理事会の審議を要しないと認めたこと。
  - (3)その他、協会運営上理事長が常任理事の審議を必要と判断したこと。

# 第4章 財務

# (収 入)

### 第15条

協会は加盟する団体及び個人から理事会の定めるところにより登録料を撤収する。

2 協会の収入は前項に定めるもののほか補助金、寄附金、大会参加料、及びその他の収入とする。

## (支 出)

### 第16条

協会の経費の支出は理事長が行ない議決された予算に基づき支出する。

### (特別資金)

## 第17条

協会は、寄附金及び特別事業の収入の中から特別資金を積み立てる。

2 特別資金は、正副会長と理事長で組織する特別資金運用会議において、特に必要と認めた場合に支出し、理事会において、先決処分の承認を得るものとする。

# (会計年度)

### 第 18 条

協会の会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終る。

### (附 則)

この規約は昭和23年4月1日から施行する。

昭和29年2月 改正

昭和41年3月 改正

昭和52年2月 改正

昭和60年4月 改正

平成 5年4月10日改正、同日から施行(名誉会長)

平成 6年3月27日改正、4月1日から施行(全体見直し)

平成10年3月15日改正、4月1日から施行(理事会議長)

平成11年3月13日改正、同日から施行(事務局所在地)

(広報部削除・強化部設置・強化本部削除・理事会開催期日)